

新退職給付会計基準に関する税効果

新退職給付会計基準が適用されると、個別財務諸表上の未認識項目を連結財務諸表において即時認識することから、連結上多額の一時差異が発生することが見込まれます。これによって、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」における会社分類を、連結上変更する必要があるでしょうか。

新退職給付会計基準が適用されると、連結財務諸表において、未認識数理計算上の差異や未認識過去勤務費用の未認識項目を、税効果を調整の上でその他の包括利益累計額で認識し、積立状況を示す額をそのまま負債又は資産として計上することが必要になります。

一方、個別財務諸表においては、当面の間、改正前の取扱いを継続することとされており、未認識項目は貸借対照表に計上せず、これに対応する部分を除いた退職給付債務と年金資産の差額を、負債又は資産として計上することから、個別を連結の一時差異が相違する場合があります。

「税効果会計に関する Q&A」に、Q15が新設されました。

そこでは、未認識項目の負債(又は資産)の連結貸借対照表への即時認識を行うかどうかにより、将来年度の課税所得の見積が変わるものではないため、連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断も、即時認識によって影響を受けるものではないとの考え方が示されています。

したがって、会社分類の判断を連結上変更する必要はありません。